

地域おこし協力隊（施設園芸作物栽培：いちご）募集要項

南部町では、人口減少や高齢化等が進む中、都市地域の皆様を積極的に受入れ、新たな視点や感性の活かし、地域住民、その他関係者とともに協力して地域おこしに取り組む地域おこし協力隊員を募集します。

1. 業務

南部町のいちご農家で農業技術研修を経て、施設園芸作物の生産を町内に普及し、将来的に南部町でいちごでの就農を目指して活動を行なう。

- (1) 地域農業者のものとでの農業研修活動
- (2) 研修拠点施設における農業研修活動
- (3) 地域農業者の営農活動支援等、農業の振興に係る支援活動
- (4) 集落の一員としての様々な地域活動
- (5) その他地域活性化に係る支援活動

2. 募集対象者

- (1) 南部町でいちごの作り手として新規就農を目指す方
- (2) 年齢 令和7年4月2日現在、20歳以上で50歳以下の方
- (3) 申し込み時点で、都市地域等（過疎地域以外）にお住まいの方で、委嘱後に南部町へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方
※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。
- (4) 集落に溶け込み、住民とともに地域活動などに取り組むことのできる方
- (5) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (6) 農業を通じた地域活性化に取り組む意欲のある方
- (7) 任期終了後に南部町へ定住する意欲のある方
- (8) 普通自動車免許証を有している方
- (9) 基本的なパソコンの操作（文書作成（ワード等）、表計算（エクセル等）、電子メール）のできる方
- (10) SNS等で情報発信のできる方
- (11) 任期終了後に独立就農が可能な体力を有する方
- (12) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと

3. 勤務地（研修先）

南部町内（原則）

4. 活動時期

任用日（令和7年10月予定）から1年間

ただし、活動状況の評価を行い、1年度ごとに期間を更新します（最長で3年間）

5. 雇用形態

南部町地域おこし協力隊として町長が委嘱し、「なんぶ里山デザイン機構」が雇用します。

6. 活動時間・休日

原則、研修先農家の活動時間に合せて活動していただきます。

7. 報酬

(1) 月額170,800円 賞与年2回

(2) 時間外勤務手当、昇給等はなし

8. 福利厚生

(1) 社会保険、雇用保険、傷害保険に加入します。（自己負担あり）

(2) 活動経費は必要に応じて「なんぶ里山デザイン機構」が負担します。

(3) 希望者には町内の住まい（「空き家物件、民間賃貸アパート」等）を紹介します。

※家賃補助あり（上限額あり）。光熱水費等生活に必要な費用は隊員負担。

9. 採用予定人数

1名

※この公募による採用は、令和7年度の関連予算の成立を前提としています。予算が成立しなかった場合は、採用は行いません。

10. 応募手続き

(1) 募集期間 令和7年5月1日～7月31日

(2) 提出書類 提出いただいた書類は返却いたしません

① 地域おこし協力隊応募用紙（A4）

② 住民票（写しで可）

応募用紙は、南部町ホームページよりダウンロードできます。

(3) 応募方法 応募用紙にご記入いただき写真を添付して締切日までに南部町役場産業課に郵送（当日消印有効）又はご持参ください。

※応募条件等の確認のため、応募に際しては必ず事前地域要件確認表を参照のうえ、不明な場合は下記の「お問い合わせ先」へお問合せください。

1 1. 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を文書にて通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験を行います。

面接は令和7年8月に予定しています。

(3) 第2次選考結果の通知

合否については、文書にて通知します。

※ 試験・面接のために要する経費は申込者の負担となります

1 2. 申し込み・お問合せ先

南部町役場産業課

電話 0859-64-3783 FAX 0859-64-2183

E-mail sangyou@town.tottori-nanbu.lg.jp

〒683-0201 鳥取県西伯郡南部町天萬 558

施設園芸農家の概要

○ 1年間の仕事内容（鳥取県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」）

月	作業内容
10月下旬～11月上旬	親株床準備
11月	親株定植
11月上旬～6月中旬	親株管理
5月中旬～	ポット育苗準備
6月中旬～9月上旬	ポット育苗管理
7月下旬～9月上旬	本圃定植準備
9月上旬～中旬	定植
11月下旬から5月	収穫、調整、出荷

○ 研修受入についての条件

- ・ 体力に自信のある方
- ・ 農業簿記の習得に努め、自ら経営を行う意思があること
- ・ 栽培面積の拡大や生産・加工・営業販売活動を自ら行い、農業所得の向上に努める意思があること

○ 4年目以降（協力隊任期終了後）の農地・農業用設備等について

- ・ 経営開始資金（年間150万円、最長3年間）が受給できる場合があります。（ただし、受給要件があります）
- ・ 農業用施設、農業用機械の購入について、就農条件整備事業（補助率 1/2）を活用できる場合があります。（ただし、対象要件があります）